

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成30年6月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800001号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800051号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年2月28日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

平成2年2月28日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年2月28日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

平成2年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年2月28日から同年3月1日まで
② 平成2年9月30日から同年10月1日まで

平成元年8月15日から平成17年3月20日までCグループに勤務していたが、A社に勤務していた請求期間①及びB社に勤務していた請求期間②の厚生年金保険の記録がない。

会社の籍は異なるが、同じグループ会社間での異動で継続して勤務しており、厚生年金保険料は控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の加入記録、請求者から提出された退職金に係る念書及び請求者を記憶する複数の者の陳述から判断すると、請求者は当該期間において、A社に継続して

勤務（平成2年3月1日にA社からB社に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、請求者のA社におけるオンライン記録で確認できる平成2年1月の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に亡くなっていることから、平成2年2月28日から同年3月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、平成2年2月28日から同年3月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を同年3月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年2月28日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成2年2月28日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された退職金に係る念書、請求者を記憶する複数の者の陳述及びオンライン記録によりD社において請求期間②前後で月初に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の記録から判断すると、請求者は当該期間において、B社に継続して勤務（平成2年10月1日にB社からD社に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、請求者のB社におけるオンライン記録で確認できる平成2年8月の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成2年9月30日から同年10月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、平成2年9月30日から同年10月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を同年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年9月30日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800011号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800052号

第1 結論

請求者のA研究所B支所(以下「B支所」という。現在は、C法人A研究所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和36年9月30日から同年10月1日に訂正し、昭和36年9月の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

B支所からD法人A研究所に異動した請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間も継続して勤務していたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映するようにしてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者同様、B支所における厚生年金保険被保険者資格を昭和36年9月30日に喪失し、同年10月1日にD法人A研究所において同資格を取得している被保険者が複数確認できるところ、当該被保険者の中で雇用保険が確認できた者の当該記録及び複数の者の回答並びにオンライン記録により確認できるB支所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和36年11月10日)に同資格を喪失し、翌日にD法人A研究所において同資格を取得している者の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてB支所に継続して勤務し(昭和36年10月1日にB支所からD法人A研究所に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のB支所に係る事業所別被保険者名簿の昭和36年8月の記録から、9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、昭和 36 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険出張所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 36 年 9 月について、事業主が資格喪失年月日を同年 10 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険出張所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 9 月 30 日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険出張所は、請求者の昭和 36 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800022号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800053号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和64年1月1日から平成8年2月1日まで

A社に勤務していた請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。

請求期間には被扶養者ではなく、被保険者として単独の健康保険被保険者証を保有していたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本により、在任期間は特定できないものの、請求期間の一部期間において、請求者が同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、請求者は請求期間に同社に勤務しておらず、業務に関わっていない上、報酬も支払っていない旨陳述しており、請求期間を含み同社を担当する社会保険労務士(以下「担当社会保険労務士」という。)は、同社から提出された賃金台帳により、同社が請求期間において請求者に報酬を支払っていないことを確認していた旨陳述している。

また、A社の事業主及び担当社会保険労務士は、請求期間に係る賃金台帳等の資料を保存していない旨回答しており、請求者も請求期間当時の給与明細書を保有しておらず、請求期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた複数の従業員に照会したものの、請求者が請求期間において同社に勤務していたことをうかがわせる回答を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、請求者は、昭和63年7月27日に来日し、来日当初は国民年金に関する知識はなく、自身で国民年金の手続を行っていない旨主張しているが、オンライン記録によると、国民年金第1号被保険者の資格取得年月日を請求者が来日した同年7月27日、国民年金第3号被保険者の資格取得年月日を請求者が婚姻した同年11月*日として、請求者がA社の事業主である夫と入籍した後の平成元年8月16日にそれぞれ遡って処理されており、請求期間は国民年金第3号被保険者であったことが確認できる。

加えて、担当社会保険労務士は、請求者が婚姻した昭和63年11月*日からA社がB健康保険組合（現在は、C健康保険組合）に編入した平成3年7月1日までの期間について、請求者は政府管掌健康保険において夫の被扶養者であった旨陳述しており、同健康保険組合は、請求者は平成3年7月1日から平成8年1月22日までの期間は夫の被扶養者であり、請求者の健康保険被保険者資格の取得年月日は、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と同日の同年2月1日である旨回答している。

また、請求者は、請求期間において被扶養者ではなく被保険者としての健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）を保有しており、平成2年10月又は同年11月に病気で入院した際にも、被保険者としての保険証を病院に提出した旨主張しているものの、請求者が入院した病院から提出された請求者に係る平成2年9月21日申込及び平成7年4月28日申込の「診療申込書兼外来診療録」には、請求者が健康保険の被扶養者であったことを意味する印が押されていることが確認できる。

さらに、請求者は、平成7年11月30日に夫が請求者名義で住宅ローンの契約をするにあたり、働いて収入がなければ契約は成立しない旨主張し、請求期間当時、夫が管理していたとする預金口座の「流動性預金移動元帳」及び「預金取引明細書Ⅰ」（以下「預金元帳等」という。）を提出しているが、預金元帳等において住宅ローンの返済が確認できるのは請求者がA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した後の平成8年12月2日からであり、請求者は、そのほか住宅ローンに関する資料を保有していない。

なお、預金元帳等の摘要欄には、給与としての入金を意味する記載がある月が複数認められるものの、A社からの振込であることは確認できず、預金口座を管理していた夫は、当該入金については不明である旨陳述している上、請求者は、同社と同じ事業主であるD社からも報酬を得ていたとしていることから、当該入金がA社からの報酬であると特定することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。